

鹿児島県十島村「妊産婦支援専門員(助産師)」を募集します！！

雄大な大自然、トカラの島で、

妊産婦支援の仕事してみませんか？

自治体名	十島村
地域	鹿児島県十島村（本庁勤務）
業種	十島村子育て世代包括支援センター業務
雇用形態	妊産婦支援専門員（助産師）
電話番号	099-222-2101
FAX番号	099-223-6790
E-mail	j-toshima@tokara.jp



【十島村（トカラ列島）の現状】

十島村は、屋久島と奄美大島の間に位置し、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島の有人島7島と臥蛇島、小臥蛇島、小島、横当島、上ノ根島の無人島5島が南北162kmにおよぶ大海原に点在する「日本一長い村」です。

人口は、7島で約671人、少ない島で約60人、多い島で約150人の島民が暮らしており、農林水産業などの一次産業が中心で、畜産業（子牛生産）や農業・漁業等により生活が営まれています。

医療面では、7島に診療所を設置・運営しており、鹿児島赤十字病院や県立大島病院から医師の派遣による巡回診療を月2回程度実施しています。また、鹿児島子ども病院によるボランティア診療が毎月実施され、未就学児や保護者にとっても、また、専門病院のない本村にとっても地域医療の一助となっています。

【妊産婦支援専門員とは??】

十島村では、安心して妊娠・出産や子育てができるよう、平成30年度より十島村役場内に「十島村子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。現在、十島村子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・育児に関するさまざまな心配ごとや悩み等の相談に対応できるよう、「妊産婦支援専門員（助産師）」を募集しています。活動内容としては、妊娠・出産・子育てに関する相談や助言、支援プランの作成、関係機関と連携・調整等に従事していただきます。十島村の妊産婦・子育て支援を充実させるため、ぜひご応募下さい。

募 集 概 要

1 共通事項

- (1) 任期 委嘱の日から令和3年3月31日
- (2) 選考方法 書類選考、面接試験による
- (3) 留意事項
 - ① 勤務時間 令和3年度以降に向けて勤務時間の短縮を段階的に実施（一部職員を除く。）
 - ② 地方公務員法の服務規定が適用され、分限、懲戒の対象となります。
 - ア サービスの基本基準（法第30条）
 - イ サービスの宣誓（法第31条）
 - ウ 法令等及び上司の職務命令に従う義務（法第32条）
 - エ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
 - オ 秘密を守る義務（法第34条）
 - カ 職務に専念する義務（法第35条）
 - キ 政治的行為の制限（法第36条）
 - ク 争議行為等の禁止（法第37条）
 - ケ 営利企業への従事等の制限（法第38条。パートタイム除く。）
 - ③ 勤務は、原則、正規の勤務時間を厳守。特に時間外勤務命令が必要なときは、緊急時及び他律的な業務のみに限定。（原則、時間外勤務は、代休を取得するものとする。）
 - ④ 健康診断（常勤職員の4分の3以上が1年以上）
 - ⑤ 人事評価、研修の対象です。
 - ⑥ 10日以上の有給休暇については、5日以上の取得を要求します。

2 職種別要件

職 名	妊産婦支援専門員（助産師）
要 件 等	<ol style="list-style-type: none">① 設置目的 十島村子育て世代包括支援センター業務を充実させ、妊産婦・子育て支援を図るため。② 勤務地 十島村役場③ 所管 住民課④ 資格要件 助産師 備考：育児経験、小児科勤務経験のあるかた歓迎⑤ 業務内容 所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

	<p>ア 妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること。</p> <p>イ 妊娠、出産及び育児に関する相談並びに情報の提供、助言及び保健指導に関すること。</p> <p>ウ 支援プランの策定に関すること。</p> <p>エ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>オ 母子保健事業に関すること。</p> <p>カ 子育て支援事業に関すること。</p> <p>キ その他妊産婦等の支援に関し必要な事項に関すること。</p> <p>⑥ 勤務時間 午前8時30分から午後4時45分まで（午前12時から午後1時までは休憩時間。土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝祭日」という。）による休日並びに年末年始の休日（12月28日から翌年1月3日まで）を除く。）</p> <p>【令和3年度以降は8:30～16:30（予定）】</p>
その他の休暇	十島村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく有給、無休の休暇があります。
給与等	<p>1 報酬 日額9,090円又は月額234,600円 【令和3年度以降 日額8,780円又は226,500円（見込み）】</p> <p>2 旅費 旅費、通勤費用規程に基づき支給。</p> <p>3 退職金 勤務3年経過後から対象（十島村会計年度任用職員退職報償金支給条例の定める規定による）</p> <p>4 主な手当 期末手当</p> <p>5 報酬支給日 毎月21日（休日の場合は前日）</p> <p>6 その他 詳細は、十島村会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償等に関する条例、及び同条例施行規則の定める規定による</p>
補償等	鹿児島県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の定める規定による
その他	健康保険、厚生年金、雇用保険加入及び介護保険加入
応募等	<p>応募について</p> <p>1 募集期間 随時</p> <p>2 提出書類 履歴書・身上書、面接カード、資格者証の写し 令和2年度十島村会計年度任用職員応募用紙</p> <p>3 受付場所 住所 〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号 十島村役場 住民課 電話番号 099-222-2101</p>

